

年 月 日

様

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等選任通知書

このことについて、 年 月 日契約に係る 工事に関し、下記の者を
選任したので千葉県建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第11条
第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏 名				

※ 添付書類

主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び
直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

(注) 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。

建設業許可における営業所技術者及び特定営業所技術者は、営業所に常勤している必要があるため、建設業法
第26条の5に該当する場合を除き、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者・監理技術者・
監理技術者補佐として配置することはできません。（建設業法第7条第2号，第26条第3項，建設業法施行令第27条）
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は9,000万円以上）
となる工事